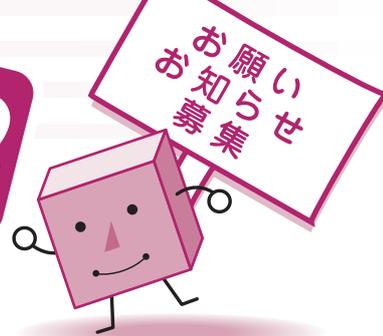


〈お問い合わせは〉

役 場	☎388-1111	松枝公民館	☎387-0156
	FAX 387-5816		
北事務所	☎387-6266	総合会館	☎387-8432
福祉健康センター	☎388-7171	福祉会館	☎387-1121
中央公民館 (町体育協会事務局)	☎388-3231	子育て支援センター	☎387-2664
歴史民俗資料館	☎388-0161	町社会福祉協議会	☎387-5332

情報BOX



子育てサロン「みんなで遊ぼう」開催 子育て支援センター

皆さんの子育てを少しでもサポートするため、乳幼児と保護者のかたが遊びをとおしてふれあう場、保護者のかたの交流の場として子育てサロンを開催します。皆さん、お子さんと一緒にぜひ遊びに来てください。お待ちしております。

また、当日は、保育士や保健師が育児などの相談をお受けします。

- 【月 日】 5月18日 (金)
- 【時 間】 午前10時～11時
- 【場 所】 第一保育所 遊戯室
- 【対象者】 乳幼児とその保護者
- 【問合先】 子育て支援センター
(第一保育所内)



児童扶養手当について 福祉健康課

児童扶養手当とは、離婚・死亡・遺棄などの理由で父親と生計を同じくしていない母子世帯などの生活の安定と自立を促進するために設けられた手当です。

手当を受けようとするかたは、認定請求書の提出が必要です。児童扶養手当は、受給資格があっても請求しない限り支給されませんのでご注意ください。

また、平成15年4月1日に制度改正があり、手当の支給要件に該当するに至った日から起算して5年を経過しても認定請求することが出来るようになりました。

ただし、平成15年4月1日時点において支給要件に該当してからすでに5年を経過しているかたは認定請求できません。認定請求など詳しくは福祉健康課へご相談ください。

3歳未満の乳幼児に対する 児童手当の額が拡充されました 福祉健康課

3歳未満(平成16年4月1日以降に出生した)のお子さんを養育されているかたに支給されていた児童手当は、制度が改正され、平成19年4月1日から次のようになりました。

	改正前	改正後
手当月額	第1子、2子 5,000円 第3子以降 10,000円	一律10,000円 (出生順位にかかわらず)
対象年齢	3歳未満 (平成16年4月1日以後に出生した乳幼児)	

◎この制度改正の施行に伴う、申請については必要ありません。

◎拡充後の最初の支給月は、平成19年6月です。

◎平成19年4月から3歳未満の児童手当等の額は一律月額1万円となりますが、3歳到達後の翌月からは、第1子および第2子の手当額は5千円となります。

◎3歳以上の手当額については、現行どおりです。

※詳しくは、福祉健康課へお問い合わせください。

商業統計調査を実施 企画課

6月1日、全国一斉に商業統計調査が行なわれます。この調査は、すべての卸売・小売事業所が対象です。

この調査では、事業所の分布状況や販売活動を把握することにより商業の実態を明らかにし、国や都道府県・市区町村における商業の育成、中心市街地の活性化など流通商業施策の基礎資料として活用されます。

調査対象の事業所へは、5月中旬から調査員がお伺いしますので、ご協力をお願いします。



循環社会に奉仕する

有限会社 内田商会

生活系ごみ 事業系ごみ 羽島郡笠松町大池町9番地の1
引越などの粗大ごみ TEL 058-388-1006
FAX 058-388-0765

ごみの処理は(株)野々村商店に!! 株式会社 野々村商店

一般廃棄物収集運搬業 岐阜市則松2丁目157番地
(笠松町許可) TEL 058-239-9921
産業廃棄物収集運搬処理業 瑞穂市野田新田3977-1
TEL 058-327-4030